

第41次宇都宮市住居表示等審議会（第4回）次第

日時 令和4年2月8日 午前9時30分

会場 宇都宮市教育センター コミュニティホール

1 開 会

2 議 事

- (1) 修正案について . . . 資料1, 資料2
- (2) 区域内住民への周知について . . . 資料3
- (3) 今後のスケジュール . . . 資料4

3 その他

4 閉 会

【資料一覧】

- 資料1 : 修正案（町の区域・町の名称）
- 資料2 : 修正案（所管事務所）
- 資料3 : 区域内住民への周知について
- 資料4 : 今後のスケジュール

第 4 1 次宇都宮市住居表示等審議会委員等名簿

1 委 員 (宇都宮市住居表示等審議会規則第 2 条)

委員種別	役 職 等	氏 名
第 1 項 1 号委員 関係行政機関職員	宇都宮地方法務局 首席登記官	杉 山 豊
	宇都宮東警察署 生活安全課長	山 崎 一 生
	日本郵便株式会社 宇都宮東郵便局 第 1 集配営業部 部長	渋 木 崇 広
	東日本電信電話株式会社 埼玉事業部 栃木支店 営業担当部長	國 安 雅 史
第 1 項 2 号委員 学識経験者	栃木県行政書士会 宇都宮支部長	伊 澤 恵 子
	栃木県立博物館 学芸部長補佐兼人文課長	篠 崎 茂 雄
	宇都宮市女性団体連絡協議会 会長	木 村 由 美 子
	宇都宮商工会議所 監事	柿 沼 賢
第 1 項 3 号委員 公募委員		豊 田 賢 治
第 2 項 委員 臨時委員	平松本町第 1 自治会長	相 澤 哲 夫
	東峰南自治会長	小 野 義 一
	平松ひかりヶ丘自治会長	井 野 康 資
	陽東地区自治会連合会会長	竹 内 律

2 幹 事 (宇都宮市住居表示等審議会規則第 6 条第 1 項)

東部区画整理事業課長

石 川 和 則

3 事務局

市民まちづくり部長

鈴 木 信 夫

市民まちづくり部次長

會 澤 和 貴

市民まちづくり部副参事

鈴 木 信 之

市民まちづくり部市民課長

田 代 京 子

市民まちづくり部市民課長補佐

舘 野 昌 志

市民まちづくり部市民課企画グループ係長

清 水 是 博

市民まちづくり部市民課企画グループ総括

久 保 井 伸 明

市民まちづくり部市民課企画グループ主任主事

田 崎 悟

第41次宇都宮市住居表示等審議会 (第4回)

宇都宮大学東南部第1
土地区画整理事業施行区域

令和4年2月8日

1 修正案について

【町の区域案について】

(1) 「宇都宮市住居表示整備実施基準」に基づきながら、道路(都市計画道路及び区画道路)や公園などの恒久的な施設で町の境界を定めることとし、街区内で町の境界は定めない。

(2) 「平松本町」と「東峰町」の一部境界については、アンケート調査で最も多く支持された当初区域案2を基に、区画道路(8m)で町の区域を定めながら、現在の町の境界になるべく合わせた町の区域とする。

※ 一部街区については、地域の実態に応じ、「平松●丁目」の区域に含めた町の区域とする。

(3) 産業通り東側の「平松本町」については、平松ひかりヶ丘自治会と平松本町第一自治会の境界になるべく合わせた町の区域とする。

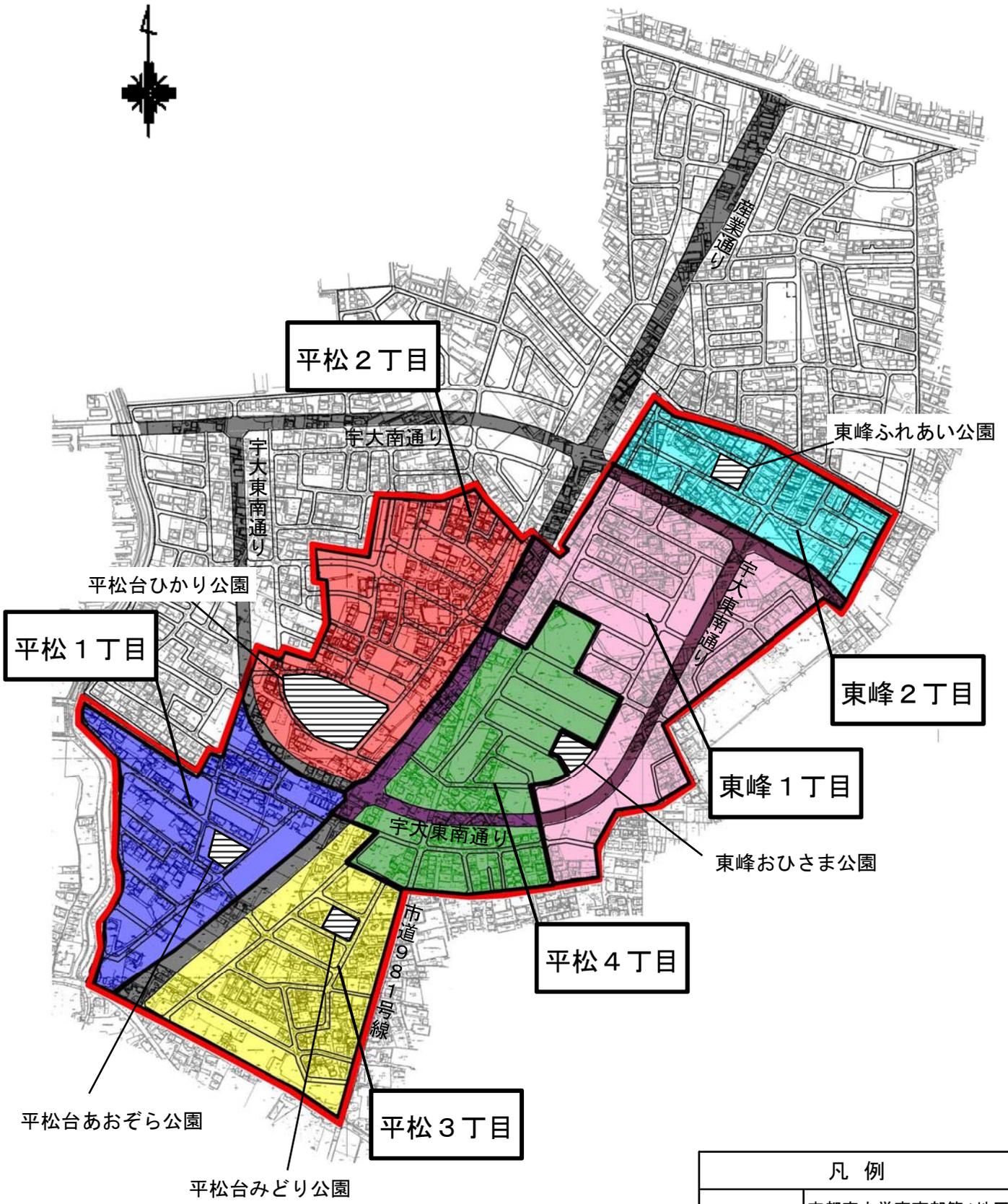
【町の名称案について】

地域に親しみがあり、わかりやすい町名にするため「平松1～4丁目」、「東峰1・2丁目」とする。

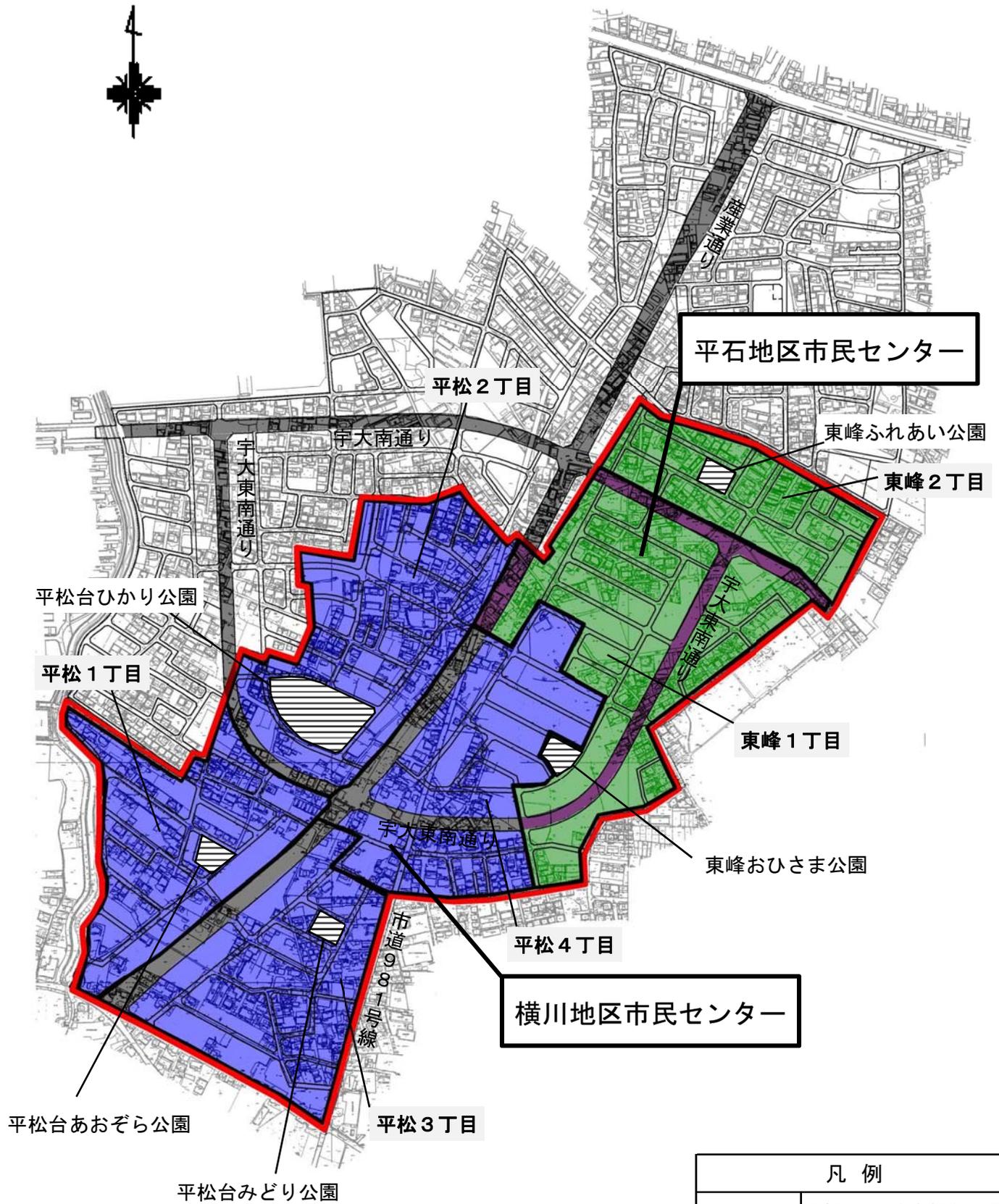
【所管事務所案について】

現在の所管事務所の区域に合わせる。

- 平松1～4丁目（主に現在の「平松本町」）
⇒ 横川地区市民センター
- 東峰1・2丁目（主に現在の「東峰町」）
⇒ 平石地区市民センター



凡 例	
	宇都宮大学東南部第1地区
	事務局案(町の区域)



凡 例	
	宇都宮大学東南部第1地区
	事務局案(町の区域)

2 区域内住民への周知について

【お知らせの送付】

(1) 時期

令和4年2月中旬

(2) 実施方法

事務局より、お知らせを各世帯に
ポスティング

(区域外にお住まいの権利者(土地)については郵送)

(3) 対象者

当該区域内にお住まいの世帯，法人，
権利者（土地）

(4) 内容

- 町の区域案，名称案及び所管事務所案について
- 今後のスケジュールについて
- アンケート調査，区域内説明会等の結果について

宇都宮大学東南部第1土地区画整理事業区域の住居表示の実施に伴う

町の区域案と名称案等についての お知らせ

令和4年2月発行
宇都宮市住居表示等審議会

宇都宮市住居表示等審議会（以下、「審議会」と言います。）で町の区域案、町の名称案及び所管事務所案について、下記のとおりとりまとめましたのでお知らせいたします。

● 町の区域案、町の名称案及び所管事務所案について

昨年10月に実施しましたアンケート調査及び区域内住民説明会などのご意見を踏まえ、関係する自治会の方々と調整を図りながら、別紙図面のとおり審議会の案を作成いたしました。

1 町の区域について

「宇都宮市住居表示整備実施基準」に基づきながら、道路（都市計画道路及び区画道路）や公園などの恒久的な施設で町の境界を定めます。

町の区域は、アンケート調査で最も多く支持された、当初区域案2を基に、現在の町の境界や自治会の境界になるべく合わせた区域とします。

2 町の名称について

当初は、公園名に合わせ「平松台」、「東峰」としておりましたが、関係する自治会の方々と調整し、親しみがあり、わかりやすい町名とするため、「平松1～4丁目」、「東峰1・2丁目」とします。

3 所管事務所について

現在の所管事務所の区域に合わせ、引き続き
「平松1～4丁目（主に現在の「平松本町）」：横川地区市民センター、「東峰1・2丁目（主に現在の「東峰町）」：平石地区市民センター
とします。

● 今後のスケジュールについて

今後は、審議会から町の区域案、名称案及び所管事務所案について市へ答申し、案の公示、市議会へ議案の提出などの手続きを進め、

令和5年度に住所が新しくなります。

令和4年3月

審議会の案を市長へ答申



町の区域案及び名称案の公示 (期間: 公示日より30日間)



※ 異議がある場合は、50人以上の連署をもって変更請求が可能です。(住居表示に関する法律第5条の2第2項)

6月

議会へ付議 (町の区域案及び名称案について)



※ 変更請求書が提出された場合は、変更請求書を添付して付議し、公聴会を実施して意見を聴取します。

議決



住居表示の実施についてお知らせ



令和5年度

換地処分・住居表示の実施

【問合せ】

宇都宮市住居表示等審議会事務局
宇都宮市市民まちづくり部市民課企画グループ
電話 028-632-2263

参 考 これまでの経緯について

● 令和3年10月 アンケート調査の結果について

土地区画整理事業区域内にお住まいの方、事業者、地権者の皆様に、町の区域案及び名称案についてアンケート調査を行いました。

アンケートの回収状況について

配布数	1,809枚
回答数	531枚
回収率	29.4%

町の区域（案）について

審議会から出された3つの案について、皆様からご意見を伺いました。

《区域案1》	128件	24.1%
・ 都市計画道路(産業通り・宇大東南通り)及び市道981号線(通称:ミツヨ街道)で町の境界を定める案です。			
《区域案2》	188件	35.4%
・ 都市計画道路及び区画道路で町の境界を定める案です。			
《区域案3》	138件	26.0%
・ 現在の町の境界をなるべく活かして、町の境界を定める案です。			
《その他》	70件	13.2%
《無回答》	7件	1.3%

【《その他》の回答の主な意見】

- ・ 今までどおりで良い。(21件)
- ・ 自治会の境界が変化しないように対応していただきたい。(12件)
- ・ 学区の考慮が必要。(5件)

町の名称（案）について

審議会から出された「平松台●丁目」、「東峰●丁目」の案について、皆様からご意見を伺いました。

※ 「平松台」や「東峰」という名称は、土地区画整理事業区域内に造成された公園名に合わせた案です。

《 良い 》	423件	79.7%
《別の案が良い》	80件	15.0%
《 無回答 》	28件	5.3%

【《別の案が良い》の回答の主な意見（複数回答有）】

- ・ 現在の町名のままが良い。(37件)
- ・ 平松本町●丁目が良い。(15件)
- ・ 平松1丁目・2丁目…の方がよい、「台」はつけなくてもよい。(11件)
- ・ 平松台、「台」はどうしてついたのか。(8件)
- ・ 「台」と言っても周囲より高いような気がしない。(4件)

● 令和3年11月 区域内住民説明会での意見について

土地区画整理事業区域内にお住まいの方を対象に区域内住民説明会を3回実施しました。その際、町の区域や名称に関するご意見やご質問が寄せられました。

項目	主な内容
町の区域案について	<ul style="list-style-type: none">・ 区域案3の町の境界を一部変更したもので再度検討してほしい。・ 今までどおりの町の境界にしてほしい。・ 道路ではなく個人の土地の境界で町の区域を分けてほしい。・ 自治会内で町名が分かれることは、市が推奨する自治会活動及び町の活力低下につながる。
町の名称案について	<ul style="list-style-type: none">・ 「平松台」ではなく、「平松」にしてほしい。・ 江川西側の住民や区域内の一部住民が「台」と呼んでいるだけだ。

なお、自治会や学区の変更について多数ご意見が寄せられましたが、住居表示実施に伴う自治会や学区の変更はないことをご説明いたしました。

● 令和3年12月 平松ひかりヶ丘自治会からの要望書の提出について

平松ひかりヶ丘自治会から、町の区域案、名称案及び所管事務所案について変更してほしい旨の要望書が提出されました。

今後のスケジュール

資料4

① 【お知らせの送付】

宇都宮市住居表示等審議会の町の区域案、名称案及び所管事務所案について、住民の皆様に対してお知らせします。

- (1) 時期
令和4年2月中旬
- (2) 実施方法
事務局よりお知らせを各世帯にポスティングします。
(区域外にお住まいの権利者(土地)については郵送)
- (3) 対象者
当該区域内にお住まいの世帯、法人、権利者(土地)
- (4) 内容
 - ・ アンケート調査、区域内説明会等の結果について
 - ・ 町の区域案、名称案及び所管事務所案について
 - ・ 今後のスケジュールについて



② 【第41次宇都宮市住居表示等審議会(第5回)】

宇都宮市住居表示等審議会(第5回)を開催し、町の区域、町の名称及び所管事務所について答申案を作成します。

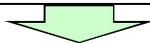
- (1) 時期
令和4年3月中旬予定
- (2) 内容
 - ・ 答申案(町の区域、町の名称及び所管事務所)について



③ 【答申】

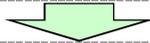
宇都宮市住居表示等審議会ですとまとめた町の区域、町の名称及び所管事務所について市に答申します。

- (1) 時期
令和4年3月下旬予定
- (2) 内容
 - ・ 答申(町の区域、町の名称及び所管事務所について)



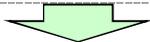
④ 【公示】 令和4年3月下旬予定

町の区域及び名称案を公示します。なお、異議がある場合は、50人以上の連署をもって変更請求が可能です。(住居表示に関する法律第5条の2第2項)



⑤ 【議会付議】 令和4年6月予定

市議会に町の区域案及び名称案について上程します。なお、変更請求書が提出された場合は、変更請求書を添付して付議し、公聴会を実施して意見を聴取します。



※ 議決後

⑥ 【住居表示の実施】 令和5年度予定(換地処分の翌日を予定)

新しい町の区域及び名称になります。